

むこうししゅわげんごじょうれい こと 向日市手話言語条例「古都のむこう、ふれあい深める

しゅわげんごじょうれい し 手話言語条例」を知っていますか？

へいせい み のひせこう
(平成29年3月3日施行)

向日市では、手話が「言語」であることの認識に基づき、手話に対する理解が更に広がるよう環境を整え、全ての人々がお互いを尊重し、分かり合い、心豊かに安心して暮らすことができるふるさと向日市を目指し、手話言語条例を制定しました。



手話でコミュニケーションができる環境をつくるため、取り組みをさらに強化します。



市民のみなさんも、地域社会で共に暮らす一員として、手話に対する理解や普及にご協力ください。



手話の普及により、手話によるコミュニケーションを困りやすい環境をめざします。



手話を知らない聴覚障がい者もたくさんいらっしゃいます。筆談や身振りなど、様々な方法でコミュニケーションを深めましょう！

事業者は、ろう者を含むすべての市民が利用しやすいようなサービス提供をお願いします。

※事業者：向日市内で事業等を行う、商店、病院、金融機関、相談事業所、介護事業所などをいいます。

— 手話であいさつしてみよう! —

「こんにちは」



「風」の手話
顔を時計に見立てて、人差し指と中指が長針と短針が重なっている12時を表す。



「あいさつ」の手話
人と人が向かい合いながら、おじぎをしている様子。向かい合わせた人差し指を折り曲げる。



「ありがとう」



相撲で勝った力士が行司から賞金を受け取る様子。
左手甲の上に右手を下して、再び上に上げる。



「うれしい (楽しい)」



両手を自分の正面で交互に上下させる。嬉しい表情で。

今後も手話を広めていく取り組みを進めていきますので、みなさまも手話を覚えていただき、すべての人にやさしい向日市になるようご協力をお願いします。

※向日市では「手話を学べる動画」を配信しています。

YouTubeで向日市手話をチェックしてみてください。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 「障害者差別解消法」

「障害者差別解消法（※1）」は、障がいを理由とする差別を解消して、障がいのある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するために、平成28年4月1日に施行された法律です。令和3年5月に一部が改正され、これまで努力義務にとどまっていた民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務となりました。令和6年4月1日から施行されました。

対象となる「障がいのある人」とは

この法律で対象となる障がいのある人とは、障害者手帳を持っている人だけではありません。身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）の他に、心や体のはたらきに障がいがある人で、障がいや社会的なバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です（障がいのある子どもも含まれます。）。

この法律では、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

	不当な差別的取り扱い	障がい者に対する合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体など	禁止	法的義務
民間事業者（※2）など	禁止	努力義務 → 法的義務 に改正

「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の提供」とは

「不当な差別的取り扱い」

正当な理由なく、障がいがあるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また障がいのない人にはつけないような条件をつけることです。

「合理的配慮の提供」

障がいのある人から、日常生活を送る上でのバリア（※3）を取り除いてほしいという意思の表明があったときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

（※1） 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

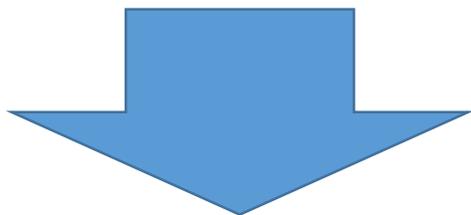
（※2） 個人事業者やNPOなど非営利事業者も含まれます。

ふとう さべつてきとりあつかい ぐたいれい 不当な差別的取り扱いの具体例

- ・障がいを理由に受付や窓口の対応を拒否する。
- ・障がいを理由に物件を紹介してもらえない。
- ・障がいを理由に学校の受験や入学を拒否する。
- ・本人を無視して介助者や付き添いの人にだけ話しかける。
- ・保護者や付き添いの人がいないと店に入れない。

(※3) 合理的配慮が求められるバリア（社会的障壁）とは・・・

- [1] 社会における事物（段差のある道路、利用しにくい建物など）
- [2] 制度（利用しにくい制度など）
- [3] 慣行（社会の中に障がいのある人はいないものとして作られた文化や慣習）
- [4] 観念（障がいのある人に対する偏見）



ごうりてきはいいりょ ぐたいれい 合理的配慮の具体例

- ・車いすの利用者が移動しやすいよう、段差をなくし、スロープを設置する。
- ・視覚障がいのある人に、記載内容を読み上げながら説明する。
- ・聴覚障がいのある人に、筆談や手話といった音声以外の方法でコミュニケーションをとる。
- ・障がいの特性に配慮し、説明書やパンフレットにふりがなをつけたり、文字を大きくする。

上に挙げたものは一例ですが、差別をなくしていくことはすべての人に求められる責務でもあります。一人ひとりが障がいについて理解し、障がいを理由とした不当な区別や制限といった差別に気付くことが大切です。

こま 困ったことがあったときは

不当な差別的取り扱いを受けたり、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがあったときは、市役所や相談支援センターなど、地域の相談を受け付ける窓口にご相談してください。